

意匠法の改正に伴う今後の意匠審査基準の改訂について（案）

1. 意匠法の改正内容

（1）改正の目的

デザインは、イノベーション創出やブランド構築の重要な手段である。近年、一貫したデザイン戦略に基づいて製品やサービスの付加価値を向上させることが企業戦略上重要となってきたおり、こうした動きを支援するため、IoT時代の新技術や企業の長期的なブランド戦略に十分に対応できる意匠制度の再構築を行うべく、意匠法の抜本的な改正が行われている。

（2）改正の内容

（i）「意匠」の定義の改正等（意匠法第2条）

現行法上、「意匠」とは、「物品…の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて、視覚を通じて美感を起こさせるもの」（第2条第1項）と規定されており、意匠の主な対象は「物品の形状等」となっている。同条第2項は、物品の形状等に「物品の操作…の用に供される画像であつて、当該物品又はこれと一体として用いられる物品に表示されるもの」が含まれる旨を規定しており、一部の操作画像については意匠の対象とされている。

昨今、IoTの普及に伴い、特に機器のグラフィカルユーザーインターフェース（GUI）が重要な役割を担うようになっている。近年のGUIは、クラウド上に記録されネットワークを通じて表示される画像や、機器に表示されるのではなく壁・人体等に投影される画像等、多様な画像を含んでおり、これらの画像については、現行法で保護することができていない。他方、特に米国や欧州においては、こうした画像についても意匠権で保護している。そこで今般の改正で「意匠」の定義に「機器の操作の用に供される」画像、「機器がその機能を発揮した結果として表示される」画像を加え、機器に関連する画像一般を意匠権の保護対象に追加している。

また、現行法上、建築物は「物品（＝動産）」に含まれないことから、これを意匠権で保護することができないが、近年、店舗の特徴的な外観により顧客集客力の向上や、自社のブランド構築を図る企業が増えており、建築物の外観についても意匠の対象とするニーズが生じている。米国や欧州においては建築物の外観についても意匠権で保護されていることから、今般の改正で「意匠」の定義に「建築物…の形状等」を追加し、建築物の外観デザインについても意匠権で保護する措置を講じている。

なお、今般の改正では第2条第1項の改正により、組物についても部分意匠の

登録を可能としている。また、「意匠」の定義の変更に伴い、意匠の「実施」に当たる行為を、物品、建築物、画像についてそれぞれ規定する（同条新第2項している）とともに、第5条等の規定についても改正を行っている。

（ii）創作非容易性水準の明確化（意匠法第3条第2項）

意匠の登録要件としては、工業上利用可能性及び新規性（第3条第1項）に加えて、意匠が容易に創作できる程度のものでないことという「創作非容易性」（第3条第2項）が定められている。創作非容易性の要件は、意匠の属する分野における通常の知識を有する者が「日本国内又は外国において公然知られた形状」等に基づいて容易に意匠の創作をすることができたときには、登録を認めないとするものである。

他方、刊行物やインターネット上で公開された意匠についても、これに基づいて容易に意匠の創作をすることができた場合には、独自の創作といえず、意匠権による保護に値しない。そこで法律上この点を明確化すべく、今般の法改正で第3条第2項を改め、「頒布された刊行物に記載され、又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となつた形状等」についても、創作非容易性の判断の基礎とする資料として追加している。

（iii）物品区分表の廃止、複数意匠一括出願（意匠法第7条）

意匠法第7条は、意匠登録出願は、「経済産業省令で定める物品の区分により」意匠ごとにしなければならないと規定しているが、これは、出願や審査の便宜のために願書に記載すべき物品の粒度を揃えるべく、物品区分を省令で定めているものである。しかし、急速な技術革新に伴い、多様な新製品が次々と市場に流通する中では、事前に物品区分表に全物品を記載することは困難であり、より柔軟な出願手続を設けることが適当である。このため、今般の改正で物品区分表を廃止し、これに代わる経済産業省令で物品の区分に係る一般的な基準を設けることとした。さらに同省令で複数意匠の一括出願に係る手続を規定し、出願人の利便性を向上させることとしている。

（iv）内装意匠の保護（意匠法新第8条の2）

現行法は、一物品について一意匠が成立するという考え方を採用しており、また、意匠登録出願は意匠ごとにしなければならない（＝一つの図面に多くの意匠を記載して出願してはならない）という一意匠一出願の原則が定められている（第7条）。この例外として、「組物の意匠」制度が設けられており（第8条）、複数の物品について「組物全体として統一があるとき」には、一意匠として出願し、意匠登録を受けることができるとされている。

近年、企業が店舗等の内装に特徴的な工夫を凝らしてブランド価値を創出し、サービスの提供や製品の販売を行う事例が増えている。こうした店舗等の内装デ

デザインを意匠権で保護すべく、今般の改正で第8条の2を新設し、店舗の内部の設備及び装飾（内装）を構成する物品等に係る意匠は、内装全体として「統一的な美感を起こさせるとき」には、一意匠として出願し、意匠登録を受けることができるものとした。

（v）関連意匠制度の拡充（意匠法第10条）

関連意匠制度とは、一つのデザインコンセプトに基づく複数のデザインバリエーションを保護するものであり、自己の意匠登録出願のうちから選択した一つの意匠を本意匠として登録するとともに、これに類似する意匠についても、関連意匠として登録することができる制度である。現行法上、登録可能な関連意匠の出願期間は、本意匠が掲載された意匠公報の発行日前までとしており、また、累次の無限連鎖を回避するために、関連意匠にのみ類似する意匠については、関連意匠登録が認められていない。

近年、世界中の企業がデザインによる競争力の強化を図る中、自社製品に共通の一貫したデザインコンセプトを用いることで独自の世界観を築き上げ、製品の付加価値を高める動きが加速している。こうした一貫したデザインコンセプトに基づき、市場動向等を踏まえて製品等のデザインを長期的に進化させていくデザイン戦略に、関連意匠制度を対応させるべく、今般の改正で、登録可能な関連意匠の出願期間を「本意匠の意匠登録出願の日から10年を経過する日前」にまで延長するとともに（第10条第1項）、関連意匠に連鎖して類似する関連意匠についても、関連意匠登録を認めることとしている（同条新第4項）。

（vi）救済規定の整備（意匠法15条、68条等）

今般の改正では、意匠登録出願の出願人の救済規定を整備している。意匠法第15条の改正により、新たに特許法第43条第6項（優先権書類に関する注意喚起のための通知）及び第7項（通知を受けた者の書類等提出）並びに第43条の2（パリ条約の例による優先権主張）を準用することとしている。また、意匠法第68条第1項の改正により、新たに特許法第5条第3項を準用し、特許庁長官等の指定する期間（指定期間）内に手続をすることができなかった場合、当該指定期間の経過後であっても、出願人からの請求により、その指定期間を延長することを認めている。

（vii）意匠権の存続期間の変更（意匠法第21条）

意匠権の存続期間の満了日は、第21条において、「設定の登録の日から20年」と規定されている。近年、製品の意匠について開発段階で意匠登録し、時間をかけて改良を重ねた後に製品を市場に投入することが多くなっている。また、企業特有のデザインコンセプトの開発を支援し、ブランド価値の向上を促進する観点からは、より長い意匠権の存続期間を設定することが望ましい。さらに、近

年、特許と意匠との間での変更出願が増加してきており、意匠の存続期間の満了日の起算日について、特許と合わせて「出願時」とすることが適切である。これらの事情から、今回の改正で意匠権の存続期間の満了日を「意匠登録出願の日から25年」に改めている。

(viii) 間接侵害の対象拡大（意匠法第38条）

意匠法は、業として登録意匠と同一又は類似する意匠に係る物品の製造に「のみ」用いる物の生産等をする行為（専用品型間接侵害、同条第1号）及び登録意匠と同一又は類似する意匠に係る物品を業としての譲渡等のために所持する行為（所持型間接侵害、同条旧第2号）について、意匠法上の間接侵害としている。

しかしながら、近年、模倣手口が巧妙化し、例えば、意匠権を侵害する製品の完成品を構成部品に分割して非専用品のように見せかけて輸入する手口等が発見されている。こうした模倣手口に対応すべく、今回の改正では、非専用品であっても、登録意匠等に係る物品の製造等に用いる物品等であって登録意匠等の「視覚を通じた美感の創出に不可欠なもの」について、その意匠が登録意匠等であること及びその物品等がその意匠の実施に用いられることを知りながら、業として製造、輸入等する行為について、これを新たな間接侵害（多機能型間接侵害）とする規定を設けている（第38条第2号）。

(3) 改正法の施行時期

改正意匠法の施行は、公布の日（令和元年5月17日）から1年以内。

ただし、物品区分表の廃止、複数意匠一括出願の導入、救済規定の整備については、公布の日から2年以内。いずれも具体的な日については、後日政令で定められる予定。

2. 改正意匠法に則して検討を行う事項

(1) 意匠審査基準の改訂が必要となる項目と想定される主な論点案

上記の改正項目のうち、以下の各項目については、審査運用の検討・整備を行う必要があることから、本ワーキンググループにおいて、これら対応の方向性について検討を行う。

(i) 建築物の保護対象化

【主な検討事項】 ①建築物の定義、②建築物の意匠の開示方法、③新規性及び創作非容易性の判断手法、④一の意匠として出願可能な建築物の範囲 等

(ii) 画像の保護対象の拡充

【主な検討事項】 ①画像意匠の開示方法（特にVRやARの画像）、②画像中にコンテンツが含まれる場合の取扱い、③新たに保護対象

となる画像の類否判断、④不登録事由に該当する画像

(iii) 内装意匠の保護対象化

【主な検討事項】 ①内装意匠の開示方法、②内装意匠に含めることができるもの、③全体として統一的な美感を起こさせるものであることとの要件の判断基準、④新規性及び創作非容易性の判断手法

(iv) 関連意匠制度の拡充

【主な検討事項】 ①自己の公知意匠の範囲と判断基準、②複数の拒絶理由に該当する場合の拒絶理由通知における適用条文

(v) 創作非容易性水準の明確化

【主な検討事項】 ①創作非容易性の判断基礎とする資料の範囲、また、この機会にあわせて②判断の基礎となる考え方を明記、③近時の裁判例の動向に則した判断事例を追加

(vi) 物品区分の扱いの見直し

【主な検討事項】 ①物品の区分表に代わる、ユーザーの出願時の指針となる意匠に係る物品等の新たな記載例の在り方、②意匠に係る物品等の記載のみを理由に拒絶しないことに伴う、意匠に係る物品等の用途及び機能の明確性の新たな判断基準

(vii) 組物の部分意匠の導入

【主な検討事項】 ①新たな保護対象に対応する意匠法施行規則別表第2の見直し、②ユーザーニーズに対応した同表の見直し、③部分意匠の容認化に則した組物の意匠の開示要件、④組物全体としての統一があることとの登録要件の判断基準

(viii) 意匠登録を受けることができない意匠（第5条）の規定の見直し

【主な検討事項】 ①保護対象拡充に則した判断基準の明示、また、この機会にあわせてユーザーから質問等が寄せられることが多い、②参考図に開示されたものの取扱い等についても検討

3. 意匠審査基準の構成及び記載内容の明確化・簡潔化のための検討

現在の意匠審査基準は平成14年に整備され、その後の法令改正等に則してその都度修正が加えられている。こうした累次の部分的修正により、全体の構成が複雑なものとなっている。また、記載の内容について、ユーザーから、より分かりやすく、簡潔な記載を求める声もあり¹、今後改正意匠法により保護対象が拡充し、新たに意匠制度を活用しようとするユーザーが参照す

¹ 「平成28年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書 意匠制度の利便性向上に向けた運用の見直しに関する調査研究報告書 平成29年3月」におけるユーザーへのアンケート調査の結果、「日本の「審査基準」は過度に完璧を求めすぎており、あまりに詳細である。もっと一般的な表現にするべき。」との声が寄せられている。

ることを考慮すると、意匠制度に不慣れなユーザーにも参照しやすい明解な記載であることが望まれる。

加えて、近時は一つの製品について、特許権や実用新案権、意匠権等を組み合わせて保護する傾向にあるが、出願の際、ユーザーがともに参照する特許・実用新案審査基準と、意匠審査基準では、その構成が異なっている。

そこで、今回の法改正に則した改訂事項が多岐にわたり、意匠審査基準における多くの章において記載内容の変更を行うことから、この機会に、上記各問題を解消し、ユーザーにとっても、審査官にとっても参照しやすいものとするために、意匠審査基準の構成と記載の内容について、明確化及び簡潔化の観点から見直しを行う。

4. 今後の検討スケジュール案

検討にあたっては、全ての意匠に関係する基本的な事項に係る項目から先に検討を行い、それらの検討結果を前提とした上で、新たな保護対象についての検討を行う。

【WG 開催日と主な検討項目（予定）】

■第15回WG（今回）

- ・全検討事項の概要
- ・基準改訂の方向性
- ・創作非容易性要件の明確化
- ・物品区分表の廃止

■第16回WG（2019年9月頃開催予定）

- ・関連意匠

■第17回WG（2019年10月頃開催予定）

- ・画像意匠
- ・建築物・内装意匠
- ・不登録事由
- ・組物の意匠・一意匠の考え方

■第18回WG（2019年11月頃開催予定）

- ・報告書案

■第19回WG（2019年12月頃開催予定）

- ・予備日（必要に応じて開催）

■意見募集手続

■第19回又は第20回WG（2020年1月頃開催予定）

- ・意見募集後の改訂点（必要に応じて開催）

以上。